

障害者差別解消法が施行されます

国際連合総会において採択さ

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の概略

	国の行政機関・地方公共団体など（役所など）	民間事業者（会社やお店など）
不当な差別的取り扱い	不当な差別的取り扱いが法律により禁止	不当な差別的取り扱いが法律により禁止
障がい者への合理的配慮	障がい者に対して、合理的配慮を行うことが法律により義務づけられている。（法的義務）	障がい者に対して、合理的配慮を行うよう努力義務が課せられている。（努力義務）

れた障がい者の権利に関する条約の趣旨をふまえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、4月1日から施行されます。

この法律は、障がいの有無に関わらず、人間の尊厳、自己決定、機会平等、社会参加という人権価値が尊重され保障されることがうたわれており、障がい者への差別解消に向け、禁止事項や問題解決のしくみが定められています。

差別解消のための取り組みについては、表のとおりです。なお、この法律でいう障がい者は、身体障害者手帳などの手帳を持っている人に限りません。

今後、「広報つくばみらい」でもお知らせしていきますが、詳しい内容を知りたいときは、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>）をご覧ください。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58
2111（内線9140）

市戦没者追悼式を実施します

昨年8月に戦後70周年の節目を迎えたことを受け、市では、市民の皆さまと共に、先の大戦

国民健康保険証が更新されます

毎年3月末は、保険証の切り替え時期です。

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、3月31日(日)までとなっています。新しい保険証は、3月末までに加入者全員分をまとめて、世帯主宛に郵送します（普通郵便）。お手元に届きましたら記載内容

をご確認いただき、4月1日(金)からは新しい保険証で受診してください。

郵送を希望しないなど、保険証を窓口で受け取りたい方は、国保年金課までご連絡ください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58
2111（内線1181）

において犠牲となられた方々を心から追悼し、御遺族の御苦勞に対し深い敬意を表するとともに、世界の恒久平和を願い、市戦没者追悼式を実施します。

▼日時：3月3日(木) 午後2時～（受付：午後1時30分～）

▼場所：きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館

※ご招待以外の一般の方の献花台も午後2時～3時まで設けております。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58
2111（内線1151）

聴覚・音声・言語などに障がいのある方へ

携帯やスマホから119番

4月から、「NET119緊急通報システム」を開始します。

「NET119」とは、聴覚や言語の障がいにより音声による119番通報が困難な人のために、携帯電話やスマートフォン

のインターネット機能を活用して、事故や急病、火災のときに119番通報する緊急通報システムです。ご利用には、事前登録が必要です。

▼対象：つくばみらい市在住の聴覚・音声・言語障がい（手帳所持者）の方など、音声による通報は無理でも携帯電話などのインターネット利用により通報可能となる障がいのある方

このほか、ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】

○伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58
2111（内線9140・1

154）／FAX 58・5811

○つくばみらい消防署 ☎ 58
0111

PCや携帯から気軽に「生活習慣チェック」

市では、パソコンや携帯電話で気軽にチェックできるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」と、生活習慣チェックシステム「生活習慣チェック」のサービス提供を行っています。今回、「とっても怖い糖尿病！」のメニューが追加となりました。どなたも無料で利用できますので、皆さんの健康維持のためにぜひ、ご利用ください。

※携帯のポケット通信料は利用者の負担となります。

ここにアクセス！ →



問 健康増進課（保健福祉センター内）
☎ 25 - 2100（内線9121）